

令和2年6月

# 八山田地区 下水道事業のお知らせ

郡山市上下水道局



日頃、上下水道事業にご理解いただき、お礼申し上げます。

本市では、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全等を目的とし、下水道の整備を順次進めており、今年度から当該地区において、事業を進めることとなりました。

## ・今年度は測量設計を実施いたします。

※測量調査にあたり、各敷地への立ち入り等をお願いする場合があります。

## ・来年度以降は工事を予定しております。

※工事が完了しましたら、下水道への接続をお願いします。

### 目 次

#### 1 下水道整備予定区域

P1 八山田地区予定区域

#### 2 汚水処理について

P2～P6 汚水処理の種類、生活排水の汚れ、下水道への接続義務

#### 3 下水道整備の予定と効果

P7～P11 測量設計業務予定、下水道工事の概要、私道への下水道本管布設、下水道整備の効果

#### 4 下水道使用に伴う費用

P12～P18 下水道受益者負担金、宅内排水設備工事、下水道使用料、補助メニュー



＼詳しいウェブサイトはこれら／



# 1 下水道整備予定区域

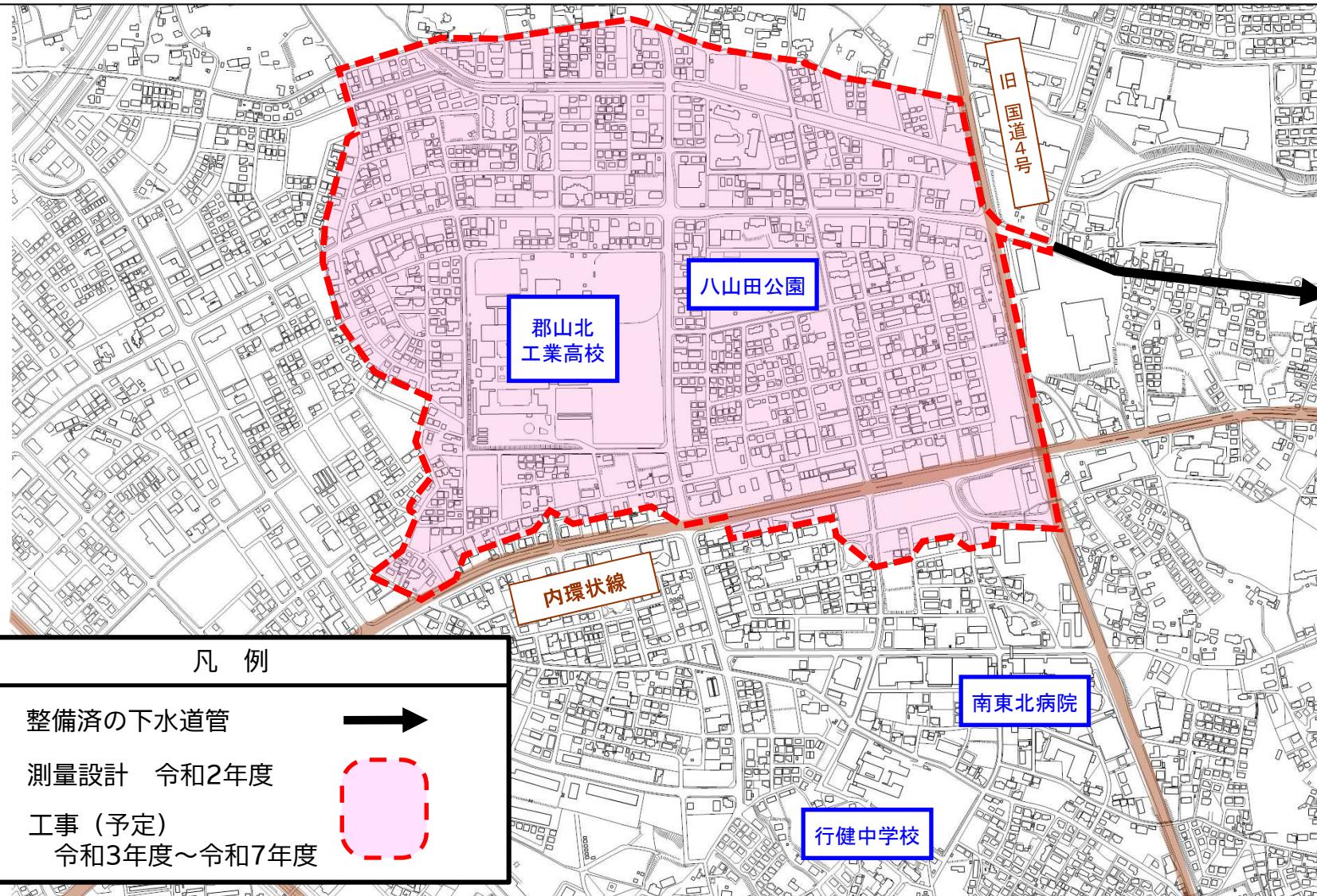
八山田地区予定区域

経営管理課（計画）

下水道整備課（工事）

測量設計は令和2年度から、  
工事は令和3年度～令和7年度を予定しております。

4

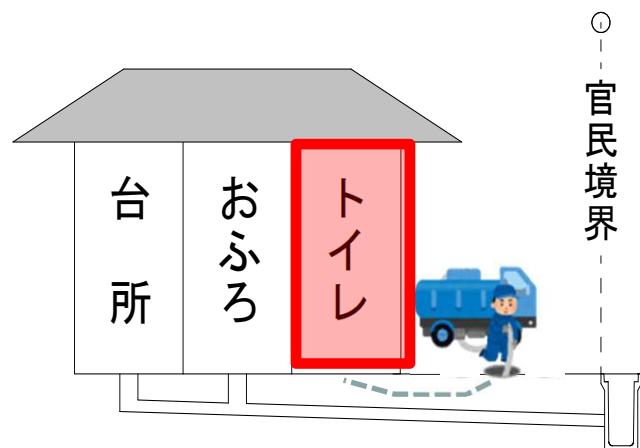


## 2 汚水処理について

### 汚水処理の種類

経営管理課

汚水処理は八山田地区だと①～③の方法のみでしたが、郡山市上下水道局の工事が終われば④を使えるようになります。



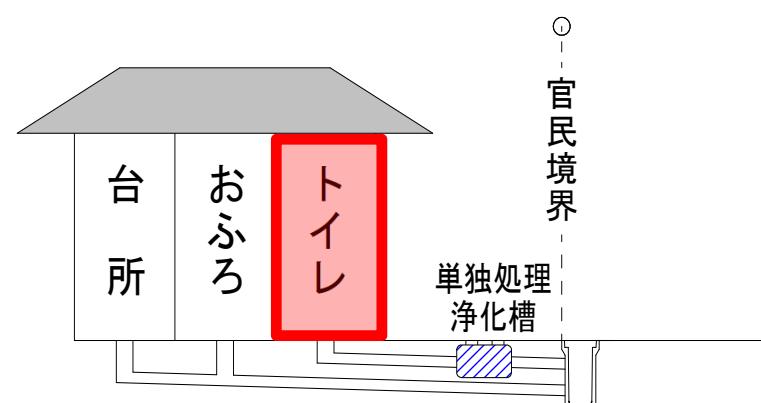
#### ①汲み取り

トイレの汚水のみを処理  
(個人が管理)

トイレの排水のみをバキューム車で吸引し  
処理しています。

それ以外の台所からの排水やお風呂の排水  
は近くの側溝などへ流しています。

※ 1 % (八山田地区の設置割合)

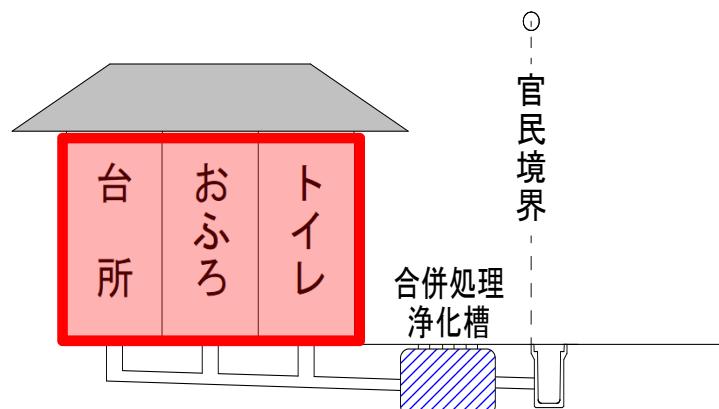


#### ②単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理  
(個人が管理)

トイレの排水のみを浄化槽で処理しています。  
それ以外の台所からの排水やお風呂の排水は近  
くの側溝などへ流しています。

※ 56 %



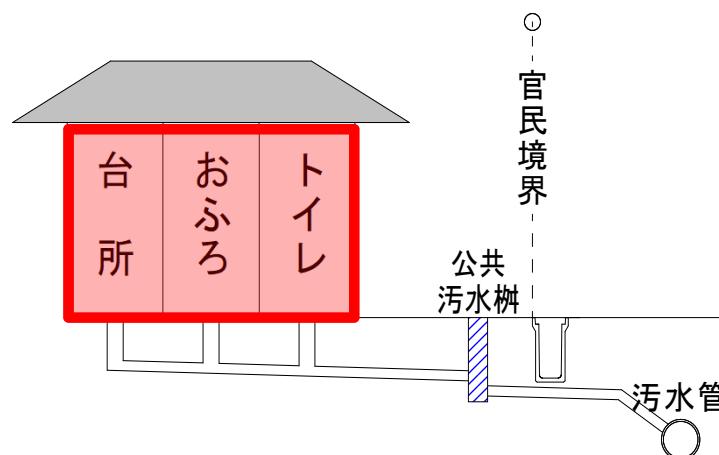
### ③合併処理浄化槽

生活排水すべてを処理  
(個人が管理)

生活排水すべてを浄化槽で処理し近くの側溝などへ流しています。

※ 43%

**※今回の下水道事業で整備されるのはこちらです。**



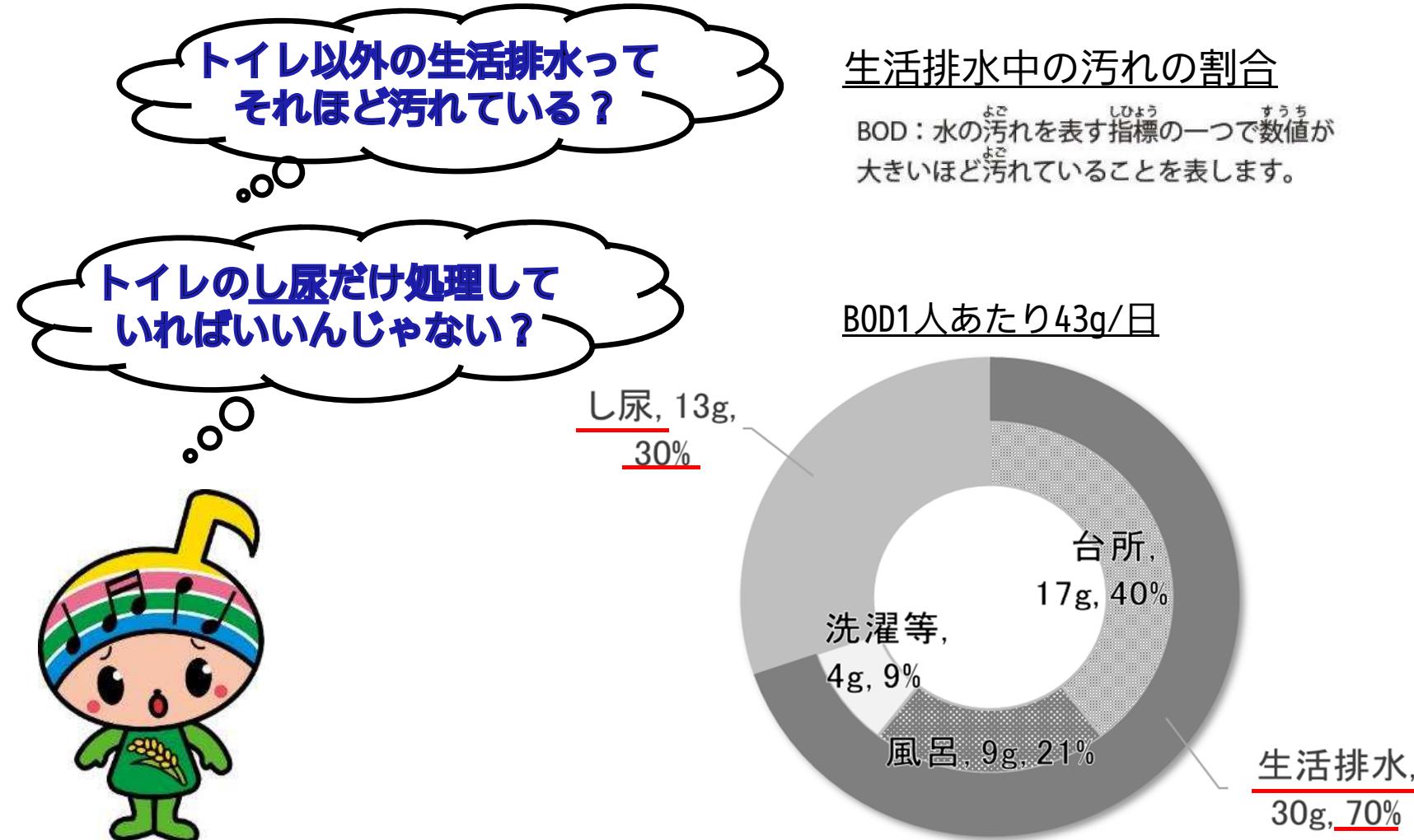
### ④公共下水道

生活排水すべてを処理  
(郡山市上下水道局が管理)

生活排水すべてを汚水管に集約し、処理場まで流し一括処理します。

排水設備工事費は最初に個人負担となります  
が、公共下水道に接続すると、汲み取り、浄化槽の  
保守点検や汚泥清掃を個人で実施する必要がなく  
なります。

生活排水中の汚れ(BOD)の割合は、トイレのし尿が30%、  
トイレ以外の台所、風呂、洗濯等の生活排水が70%となっています。



汲み取り・単独浄化槽の場合は、生活排水の汚れが水路や川へ流出しています。  
公共下水道に切り替えをすると、汚れの排出率が格段に減少します！

汲取り

トイレの汚れ  
BOD13g 100%除去処理 BOD13g  
未処理BOD30g

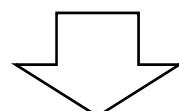
70%

単独処理  
浄化槽トイレの汚れ  
BOD13g 65%除去処理 BOD8g  
未処理BOD35g

81%

合併処理  
浄化槽生活排水全て  
BOD43g 90%除去処理 BOD39g  
未処理BOD4g

10%



汚れの排出率が格段に減少！

公共下水道

生活排水全て  
BOD43g 99%除去処理 BOD42.6g  
未処理BOD0.4g

1%



照内川（八山田地内）

汚水処理施設を適正に管理していれば  
公共下水道へ接続しなくても良いの？



「下水道法第10条」により接続の義務が発生します！

## 下水道法 (排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。

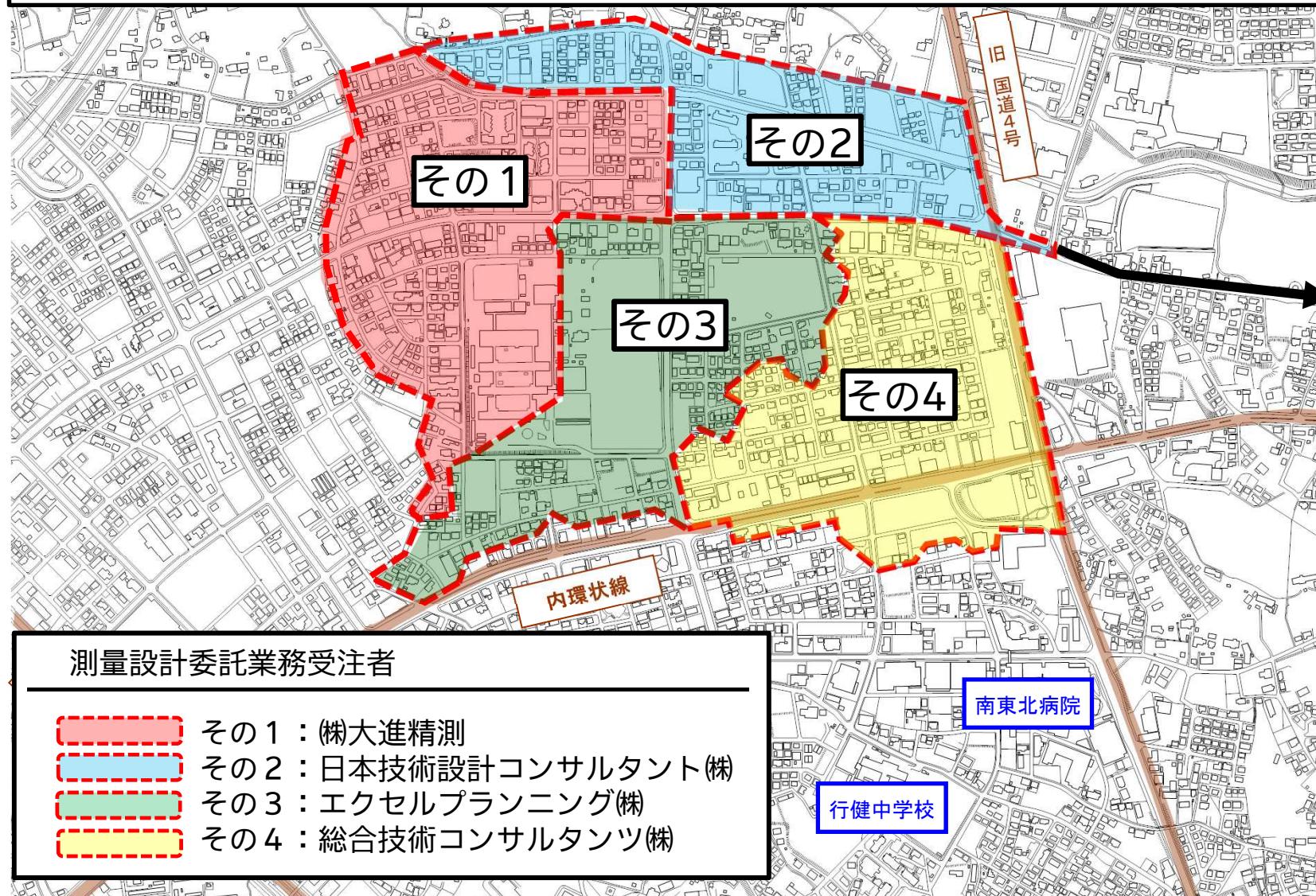
「遅滞なく」とは、「事情の許す限り最も速やかに」とされています。

## 2 下水道整備の予定と効果

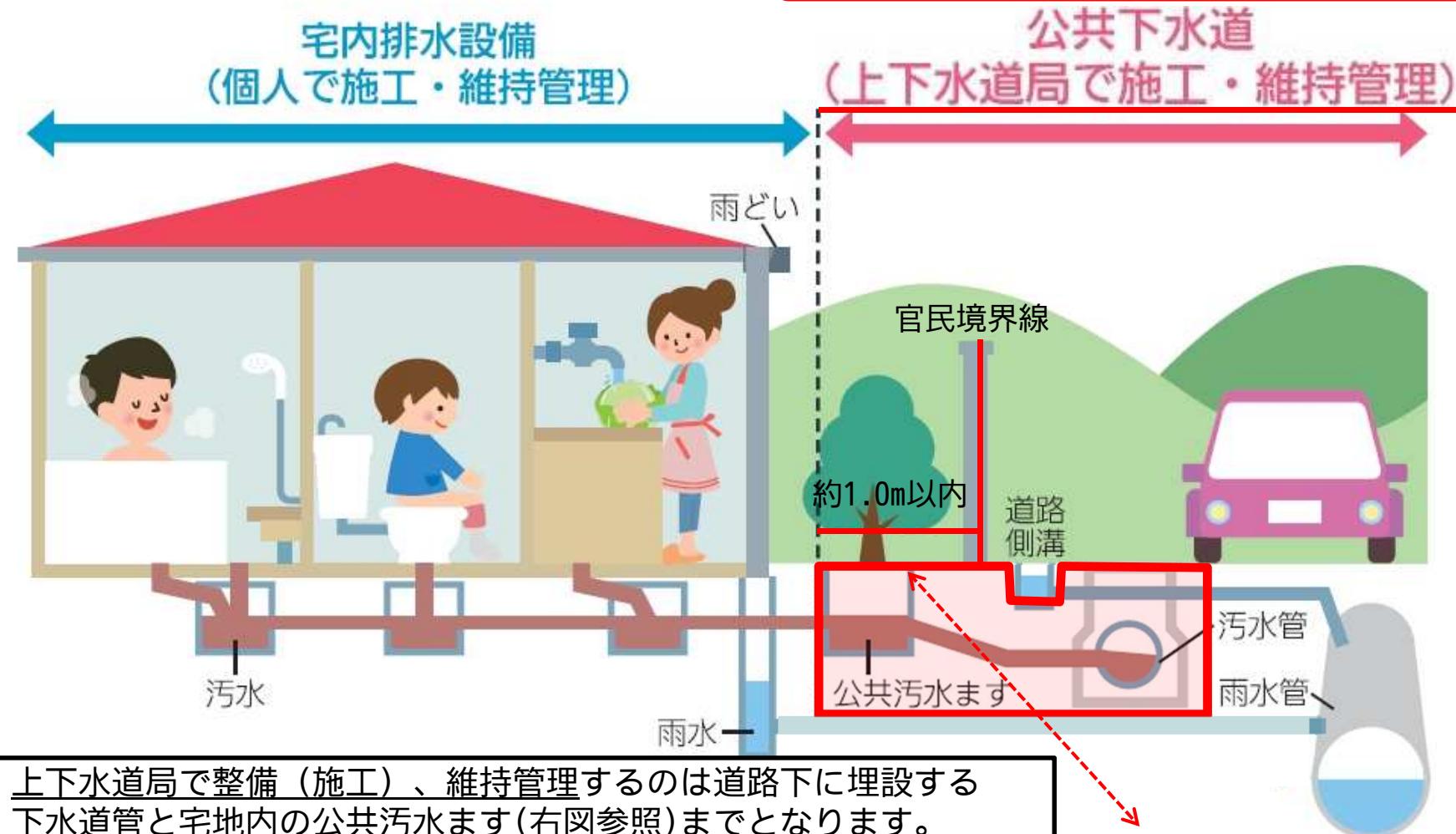
測量設計業務予定

下水道整備課

令和2年度に下記受注者が、測量設計業務を実施いたします。  
なお、測量作業等の詳細な日程につきましては、別途御案内いたします。



※令和3年度から順次工事に着手予定

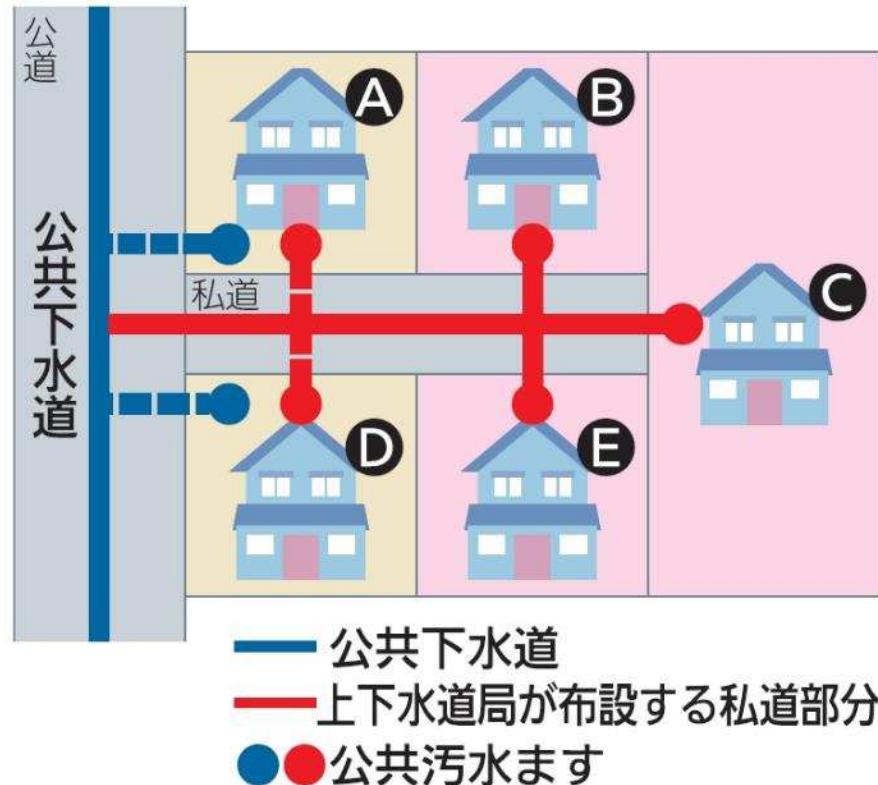


- 上下水道局で整備（施工）、維持管理するのは道路下に埋設する下水道管と宅地内の公共污水ます(右図参照)までとなります。
- 公共污水ますは官民境界線から約1.0m以内に設置いたします。
- 公共污水ますから宅内側は、「室内排水設備」として、個人で施工と維持管理をして頂くこととなります。



図：公共污水ます  
工事後の地表部分

下水道管は原則として、公道内に布設するものですが、下水道の普及を図るため、要件を備えた私道にも、申請に基づき市の負担で下水道本管を布設します。



### 適用要件

- ① 現に通行の用に供されていること。
- ② 私道の一端が公道に接続し、現に布設されている公共下水道に接続が可能であること。ただし、公共下水道への接続については、申請時に、公共下水道の整備が進められている場合は、この限りでない。
- ③ 私道が宅地等と分筆されていること。
- ④ 私道の幅員が1.5メートル以上であること。
- ⑤ 私道に布設する下水道管を利用する家屋（個々に生計が独立し、かつ、水道メーターが独立して設置してあること。）が申請の際現に2戸以上あり、かつ布設完了後その家屋が遅延なく公共下水道に接続すること。
- ⑥ 私道の所有者その他これに準ずる権利を有する者（以下「所有権者等」という。）が公共下水道布設工事を承諾し、かつ、布設工事後においても、施設の維持管理上の支障となる制限を加えないこと。
- ⑦ 私道の所有権その他これに準ずる権利の譲渡に当たって、前号の要件を譲渡の条件とすることを確約し、違反した場合には、その賠償責任を負うものであること。

※A・B・C・D・Eが対象。A・Dについては、公道側か私道側どちらか一方にのみ公共污水ますを設置することになります。

詳しくは公共下水道が実際に整備される年に下水道整備課にお問合せ下さい。

## ●公衆衛生の向上

側溝や水路に流される生活排水は、悪臭や蚊、ハエの発生原因となる。

下水道の整備（生活排水を全て下水道で処理）

生活環境の改善（清潔な街並み）

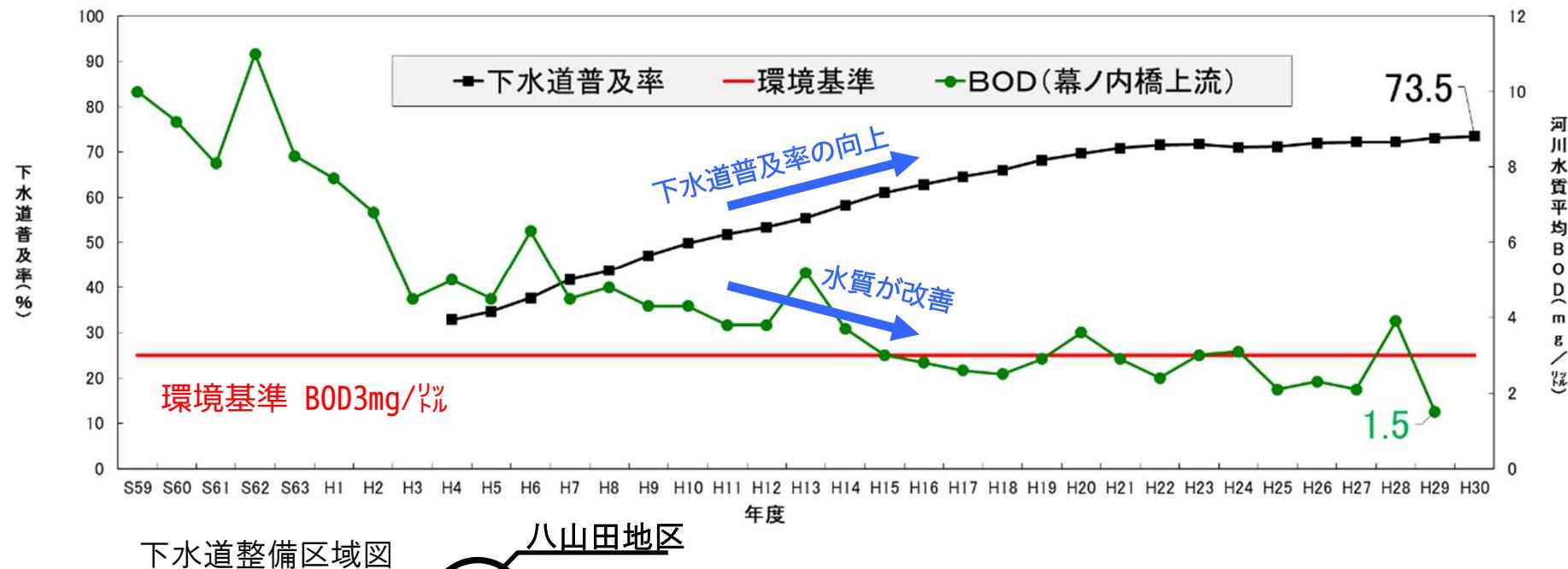
下水道整備前

下水道整備後



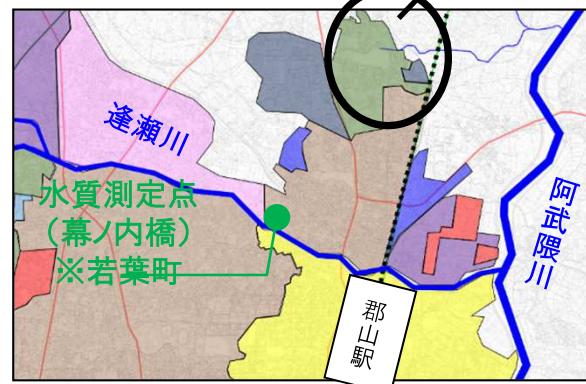
## ●公共用海域の水質保全

下水道の整備に伴い、逢瀬川の水質が改善



下水道整備区域図

八山田地区



- ・郡山市は昭和33年に下水道の整備に着手
- ・事業の進捗に伴い、整備区域を順次拡大

## 4 下水道使用に伴う費用

### 下水道受益者負担金

お客様サービス課

下水道が整備される区域内の全ての土地に対し、下水道受益者負担金が賦課されます。（一度限り）賦課の時期が近づきましたら、説明会を別途開催いたします。

#### 制度の目的

下水道は、道路や公園など誰でも利用できる公共施設とは違い、その利用は下水道が整備された区域に住んでいる方に限られます。また、下水道が整備されると、生活環境が改善され、快適な生活を送ることができますなど、様々な利益を受けることになります。

こうした利益を受ける方々に、下水道整備費の一部をご負担していただくのが、「下水道受益者負担金制度」です。

（根拠法令：都市計画法第75条に基づく県中都市計画郡山下水道事業受益者負担に関する条例）

#### 負担の対象となる土地と受益者

下水道が整備される区域内の全ての土地（田、畠、宅地など）が対象となり、その土地を所有している方が受益者となります。

ただし、土地の所有者と、使用者が違うとき（使用貸借、賃貸借等）は、所有者と使用者が話し合いのうえ、どちらが受益者になるか決めていただきます。

#### 負担金の額と納付方法

##### ◎負担金の額⇒土地1m<sup>2</sup>あたり496円

（例）330m<sup>2</sup>（100坪）の土地にかかる負担金の額 330m<sup>2</sup>×496円=163,680円

◎納付方法 分割納付が原則となります。

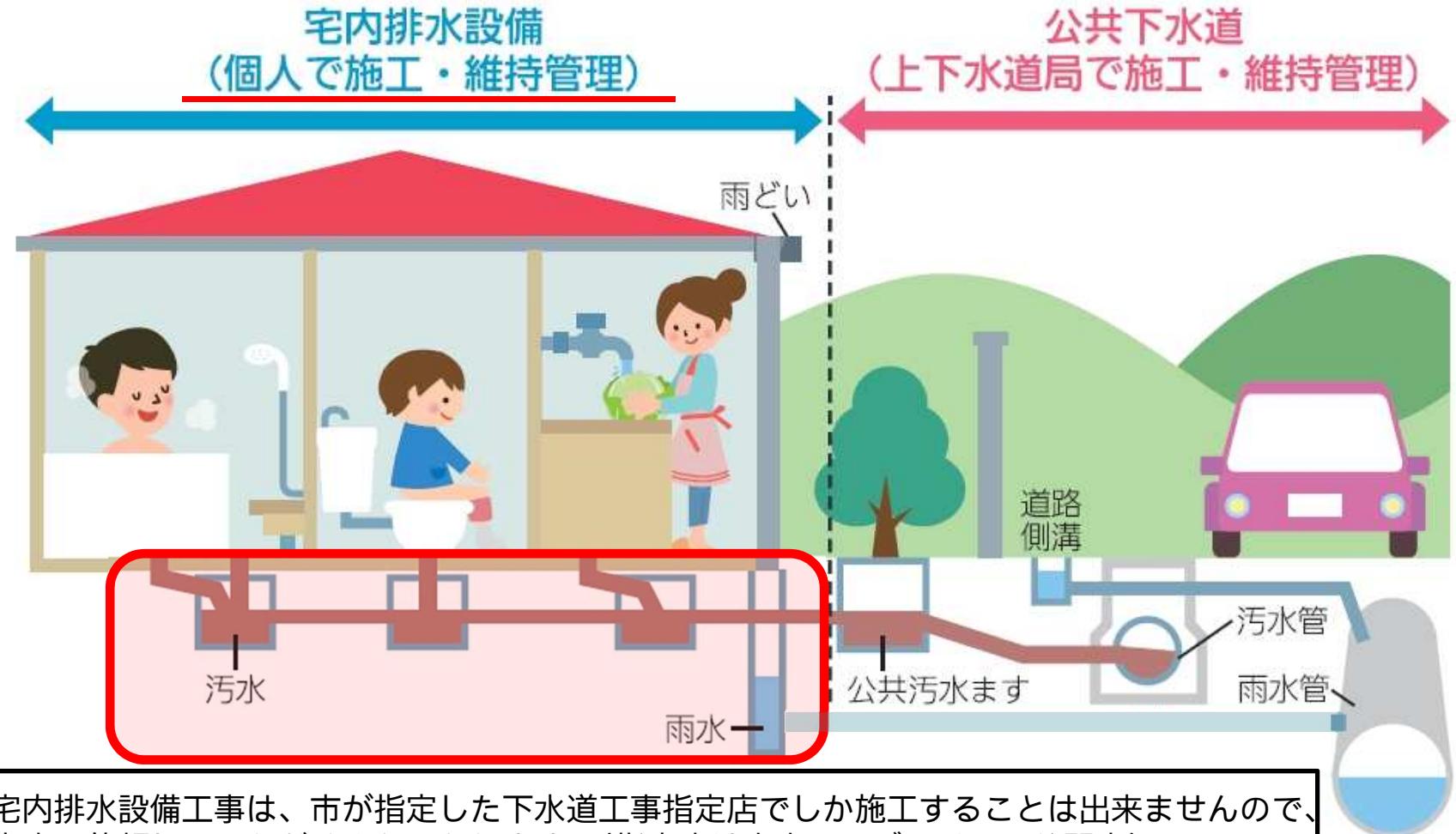
（1）5年分割…年2回（6月・11月）、計10回

（2）10年分割…対象の土地が田・畠・山林・原野の場合のみ選択可

（3）一括納付…最初の年度の6月に一括

※便利な口座振替もご利用いただけます。

宅内排水設備は、郡山市上下水道局の工事が終わった後に個人で施工し、維持管理をしていただくようになります。



- ・宅内排水設備工事は、市が指定した下水道工事指定店でしか施工することは出来ませんので、指定店へ依頼していただくようになります。(指定店は本市ウェブサイトで公開中)
- ・宅内排水設備工事費については、現場状況（配管の長さ等）によって異なります。

公共下水道へ接続すると、下水道使用料が発生します。

下水道使用料の算定となる汚水量=上水道使用量として計算します。

例：上水道を2か月で40m<sup>3</sup>使用した場合)

下水道使用料 40m<sup>3</sup>(2か月)= 6,132円

上水道料金 40m<sup>3</sup>(2か月)= 6,424円

合計 12,556円

※水道メータ口径は13mmで計算

※下水道使用料の計算内訳

基本使用料20m<sup>3</sup>まで 2,612円…(1)

超過使用料21m<sup>3</sup>から40m<sup>3</sup>まで

20m<sup>3</sup>×176円=3,520円…(2)

(1)+(2)=6,132円

郡山市下水道使用料表(2ヶ月につき、10%税込)

汚水の種類	基本使用料	超過使用料	
		汚水量	1立方メートルにつき
一般汚水	20立方メートルまで 2,612円	21~40立方メートル	176円
		41~100立方メートル	203円
		101~200立方メートル	230円
		201~400立方メートル	263円
		401~1,000立方メートル	291円
		1,001立方メートル以上	318円

年間のランニングコストは、下水道の方がお得です。

●合併処理浄化槽 維持管理費（年間）

～5人槽の場合～

電気代(ブロアー)	11,000円
保守点検	18,000円
汚泥清掃	25,000円
法定検査 11条検査	6,000円

合併処理浄化槽 年間維持管理費（例）

60,000円/年

※「環境省：平成21年度浄化槽の維持管理費用に関する調査報告書」から抜粋

年間23,000円の差

下水道年間使用料（例）

37,000円/年

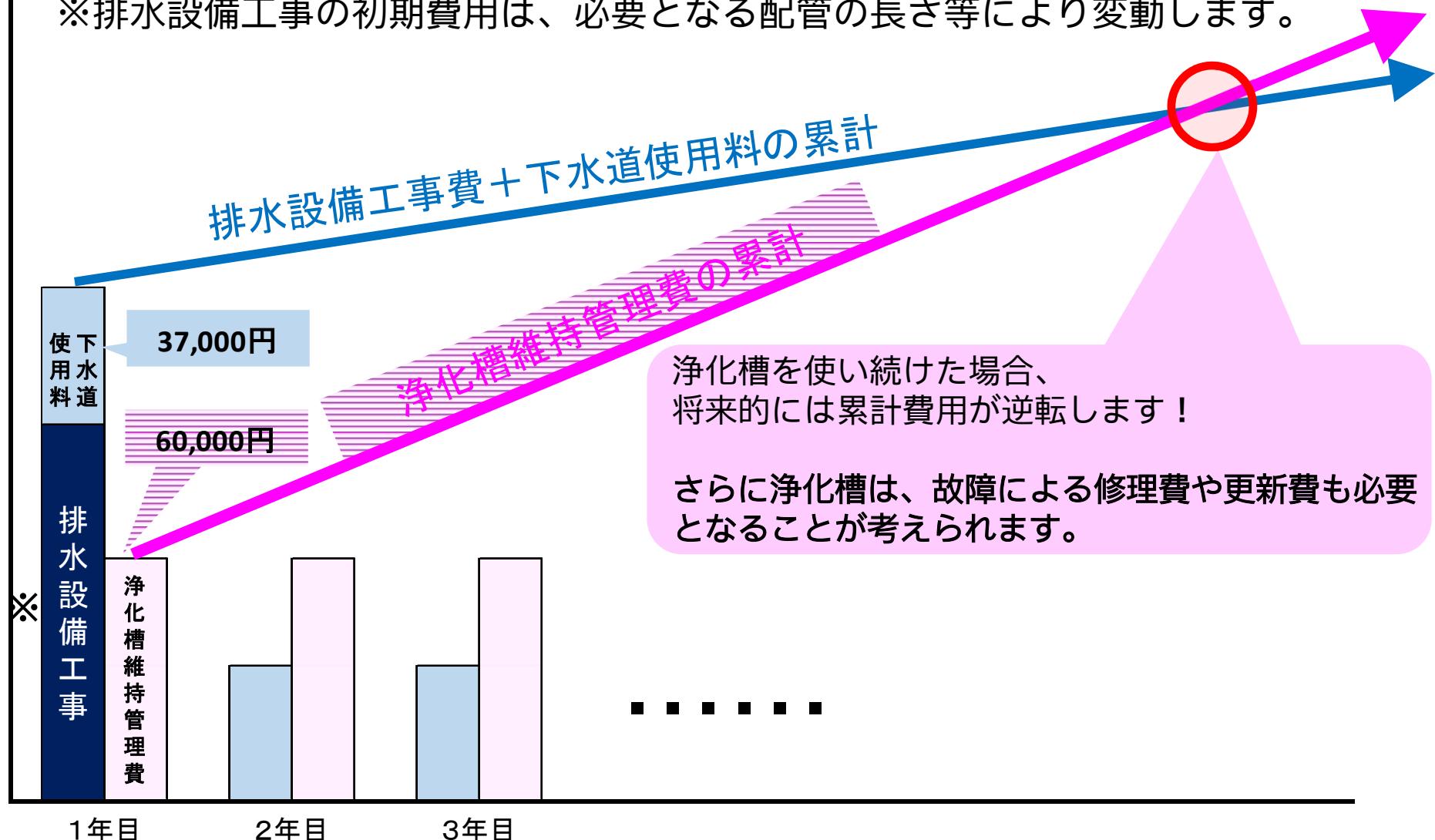
※使用料：6,132円／2ヶ月=3,066円／月

年間：3,066円／月×12月／年=36,792円／年

÷37,000円

排水設備工事の初期費用(※)を加えても、将来的には下水道の方がお得です。

※排水設備工事の初期費用は、必要となる配管の長さ等により変動します。



下水道接続の改造工事資金を金融機関から借りやすくするため、融資のあっせんをしています。

- ・対象者－個人の方 ※法人は対象外です。
- ・対象物件－一般住宅
- ・融資額－一戸建ては80万円以内  
集合住宅は200万円以内
- ・利子－無利子（上下水道局が全額負担）
- ・条件－下水道に接続する建物を所有又は占有する  
郡山市民の方で、市税等の滞納がなく、一定  
の条件を満たす連帯保証人がいること。

※当制度を利用する場合は、下水道工事指定店に宅内排水設備の工事を依頼する際に、利用する旨を申し出てください。

当制度の詳しい条件等は、お客様サービス課にお問合せ下さい。

## ●目的

### 浸水被害の防止

- 河川の増水防止（降雨時の浸水対策）

### 資源の有効活用

- 水資源の活用
- 庭木の水に、「水道料金」がかからない
- 公共下水道に切替で不要となった浄化槽の再利用



## ●補助の金額

- ・**浄化槽転用**（雨水貯留タンクの新設）

工事費の3分の2

限度額：一般住宅25万円 事業所等40万円



雨水貯留タンク

- ・**浸透ます設置**

工事費の3分の2

限度額：2万5千円/基

(1軒につき4基まで)



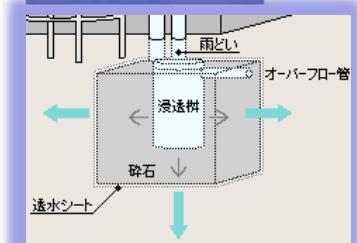
雨水貯留タンク

- ・**雨水貯留タンク(100L以上)設置**

購入費の3分の2

限度額：4万円 (1軒につき1基まで)

100L以上のものに限る。



当制度の詳しい条件等は、お客様サービス課にお問合せ下さい。

最後までご覧いただき  
ありがとうございました

下水道が使えるようになりますら  
お早めの接続をどうぞお願ひします

ご不明な点がありましたら  
下記お問合せ先までご連絡ください

## 郡山市上下水道局

お問合せ先(土日祝日を除く平日の8:30~17:15)

1 下水道整備予定区域 計画 経営管理課 TEL024-932-7644  
工事 下水道整備課 TEL024-932-7672

2 汚水処理について 経営管理課 TEL024-932-7644

3 下水道整備の予定と効果 下水道整備課 TEL024-932-7672

4 下水道使用に伴う費用 お客様サービス課 TEL024-932-7666



＼詳しいウェブサイトはこちる／

